

特許権	判決年月日	令和3年11月16日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和3年(ネ)第10007号		

○ 発明の名称を「含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤」とする物及び方法に係る特許発明についての特許権に基づく輸液製剤の製造販売等の差止等の請求につき，方法に係る特許発明についての特許権の範囲で文言侵害を認めて被控訴人らによる輸液製剤の製造販売等がその間接侵害行為に当たるとし，被控訴人らの無効の抗弁の主張を排斥して，文言侵害を否定し控訴人の請求を棄却した原判決を取り消した事例。

(事件類型) 差止請求 (結論) 原判決取消

(関連条文) 特許法100条1項・2項，101条4号

(関連する権利番号等) 特許第4171216号，特開2002-702号，特開平11-158061号

(原判決) 東京地方裁判所平成30年(ワ)第29802号・令和2年9月28日判決

判 決 要 旨

1 本件は，発明の名称を「含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤」とする物及び方法に係る特許発明についての特許権を有する控訴人が，輸液製剤の製造販売業者である被控訴人らに対し，被控訴人らが，①前記特許権の特許請求の範囲の請求項1及び2の技術的範囲に属する輸液製剤（被控訴人製品）を製造し，若しくは販売するとともに，②同10及び11の技術的範囲に属する輸液製剤の保存安定化方法（被控訴人方法）を使用し，同方法にのみ使用する輸液製剤（被控訴人製品）を製造し，又は販売し，もって前記特許権を侵害していると主張して，特許法100条1項及び2項，101条4号に基づき，被控訴人製品の製造販売等の差止め及びその廃棄を求めた事案である。

2 原判決は，被控訴人製品及び被控訴人方法のいずれについても前記特許権の文言侵害は成立しないと判断して，控訴人の請求を全部棄却した。これを不服として，控訴人が控訴を提起した。なお，控訴人は，控訴審で，予備的に均等侵害の主張を追加した。また，前記特許権については，原審の口頭弁論終結後に，訂正をすべき旨の審決が確定している。

3 本判決は，被控訴人製品について，訂正後の前記特許権の特許請求の範囲の請求項1及び2の発明（本件訂正発明1及び2）の文言侵害は成立しないが，被控訴人方法について，同請求項10及び11の発明（本件訂正発明10及び11）の文言侵害が成立し，被控訴人製品は，本件訂正発明10及び11の保存安定化方法の使用にのみ用いる物であると判断した上で，被控訴人らの無効の抗弁（乙12公報〔特開2002-702号〕又は乙17号公報〔特開平11-158061号〕に基づく各進歩性欠如等）をいずれも排斥して，原判決を取り消し，控訴人の差止請求等を認容した。

原判決と判断を異にした部分に係る本判決の判断の概要は，次のとおりである。

(1) 本件訂正発明1，2，10及び11（本件各訂正発明）における「室」

ア 「室」という語は、一般的には、「へや」すなわち「物を入れる所」などを意味する語であるところ、本件各訂正発明の構成要件の文言のほか、本件各訂正発明の概要及び課題を踏まえると、本件各訂正発明における「室」の意義の解釈に当たっては、上記の一般的な意義のほか、輸液容器における「室」の意義も考慮するのが相当である。

そこで検討すると、本件特許の出願当時には、輸液容器全体の構成の中で基礎となる一連の部材によって構成される空間であって、輸液を他の輸液と分離して収容しておくための仕切られた空間を「室」と呼んだ上で、その「室」の中に収納される、薬剤を収容する構成部材を「容器」と呼んだりするなどといった例があった。本件特許の出願後も、「室」という語は、基本的に、輸液容器全体の構成の中で基礎となる一連の部材によって構成される空間であって、輸液を他の輸液と分離して収容しておくために仕切られた相対的に大きな空間を指すものとして用いられていたことがうかがわれる。

そして、上記のような「室」の理解は、本件明細書の記載とも整合的である。

したがって、本件各訂正発明にいう「室」についても、輸液容器全体の構成の中で基礎となる一連の部材によって構成される空間であって、輸液を他の輸液と分離して収容しておくための仕切られた相対的に大きな空間をいうものと解するのが相当である。

イ 本件訂正発明１及び２の「室」は、文言上、「外部からの押圧によって連通可能な」ものであることを要するが、本件訂正発明１０及び１１には、そのような限定がない。

(2) 被控訴人製品について

ア 被控訴人製品に係る輸液容器の構成の中で基礎となる一連の部材によって構成される空間は、大室及び中室を直接構成するとともに小室Ｔ及び小室Ｖの外側を構成する一連の部材によって構成される空間である。

イ 小室Ｔに関しては、連通時にも、内側の樹脂フィルムによって構成される空間（本件袋）にのみ輸液が通じ、外側の樹脂フィルムによって構成される空間（本件小室Ｔ）に輸液が直接接触することがないが、輸液容器全体の構成を踏まえると、小室Ｔは、本件小室Ｔの中に本件袋を内包するという二重の構造になっているにすぎず、輸液を他の輸液と分離して収容しておくための空間としての構成において、外側の樹脂フィルムと内側の樹脂フィルムとの間に機能の優劣等があるとはみられない。

そして、本件袋は、上記基礎となる一連の部材に構成を追加する部分である。

以上によると、小室Ｔについても、本件小室Ｔが「室」に当たるとみるのが相当である。

ウ 本件明細書の記載からも、本件各訂正発明において、輸液が充填される空間であるか否かという点は、「室」であるか否かを決定する不可欠の要素ではないと解される。

エ 小室Ｔに関しては、連通時にも、本件小室Ｔに輸液が通じることがないから、被控訴人製品は、「室」が「連通可能」という要件を充足しない。したがって、被控訴人製品は、本件訂正発明１及び２の文言侵害を構成しないが、被控訴人方法は、「連通可能」とあるとの限定のない本件訂正発明１０及び１１の「室」の要件を充足する。